

小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例 (原案)

条例制定の背景・趣旨

脱炭素に向けた動きが加速する中、再生可能エネルギーの利用は、ゼロカーボンシティ小樽市を表明する本市にとっても推進する必要があるが、近年、再生可能エネルギーの導入が全国的に進む一方で、景観の悪化、災害リスクの増大、住民とのトラブルなどの課題が顕在化している。

本市には、豊かな自然環境や良好な景観という将来の世代に引き継ぐべき重要な財産があり、再生可能エネルギー発電設備の建設により、これらが脅かされることはあってはならないことである。

以上を踏まえ、「再生可能エネルギーの推進」及び「自然環境・景観・生活環境の保全」との調和を図ることを目的として、再生可能エネルギー発電事業を禁止する区域の設定や許可制度を盛り込む「小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例」を制定するもの。

条例の構成

第1条 目的	第23条 損害賠償責任保険への加入
第2条 基本理念	第24条 維持管理
第3条 定義	第25条 遵守事項
第4条～第7条 責務・協力	第26条 許可の取消し
第8条 適用事業	第27条 定期報告
第9条 禁止区域	第28条 事故等の報告
第10条 保全区域	第29条 事業の承継
第11条 事前協議	第30条 廃止等の届出
第12条 検討委員会	第31条 報告の徴収
第13条 近隣住民等への説明	第32条 立入調査
第14条 事業計画の許可	第33条 指導及び助言
第15条 許可の基準等	第34条 勧告
第16条 変更許可	第35条 命令
第17条～第18条 工事着手・完了の届出	第36条 公表
第19条 標識の掲示	第37条 手数料
第20条 保証金の預入及び質権設定等	第38条 国等の特例
第21条 保証金の使途	第39条 委任
第22条 質権設定契約の解除等	

1 条例の目的

この条例は、再生可能エネルギー発電等施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、自然環境、良好な景観及び安全で安心な生活環境の保全(以下「自然環境等」という。)と再生可能エネルギー発電等事業との調和を図り、自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

- 自然環境の保全
- 良好な景観の保全
- 生活環境の保全
- 災害の防止
- 地域社会の発展

2 基本理念

歴史と文化が息づく歴史的なまちなみや変化に富んだ海岸線、坂、山並み、四季の移ろいなどの景観資源、豊かな自然環境及び良好な生活環境は、市及び市民全体の小樽市固有の共通財産である。この財産を将来の世代に引き継ぐため、市民、事業者、市その他関係者が相互に密接に連携し、その保全及び活用を図るとともに、持続可能な発展を実現していかなければならないことを基本理念として掲げる。

3 用語の定義

- (1) 再生可能エネルギー発電等施設 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第2条第3項の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備(以下「再生可能エネルギー発電施設」という。)及び電力系統に直接接続する蓄電池(以下「系統用蓄電池」という。)並びにこれらの附属設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。ただし、自家用に消費するために設置する施設を除く。
- (2) 再生可能エネルギー発電等事業 再生可能エネルギー発電等施設を設置する工事(樹木の伐採、土地の形質の変更その他当該施設を設置するために必要な工事を含む。以下「設置工事」という。)により再生可能エネルギー発電等施設を設置し、当該施設を用いて発電、蓄電又は放電を行う事業をいう。
- (3) 事業区域 再生可能エネルギー発電等事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 再生可能エネルギー発電等事業を行う者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (6) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域の周辺(事業区域の境界から規則で定める範囲の区域。以下「近隣区域」という。)に居住している者
 - イ 近隣区域の土地又は建築物の所有者、占有者若しくは管理者
 - ウ 事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合は、その影響を受けるおそれがある者として市長が認める者
 - エ 近隣区域をその区域に含む町内会等関係者
- (7) 密接な関係を有する者 事業者との関係において、次に掲げる者をいう。

- ア 当該事業者が法人である場合において、当該法人の親会社、子会社又は関連会社
- イ 当該事業者と役員を共通にする法人
- ウ 当該事業者が法人である場合において、その役員又は主要な出資者
- エ 当該事業者が個人である場合において、その配偶者又は二親等以内の親族
- オ アからエに掲げる者のほか、市長が事業の実態その他の事情を勘案し、当該事業者と実質的に同一の事業主体であると認める者

4 責務及び協力

(1) 市の責務

市は、第1条に規定する目的及び第2条に定める基本理念に基づき、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業者の責務

- ① 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止及び自然環境等に十分配慮するとともに、近隣住民等と良好な関係を保つものとする。
- ② 事業者は、再生可能エネルギー発電等施設を設置するに当たり、当該再生可能エネルギー発電等事業が周辺環境に及ぼす影響を考慮し、再生可能エネルギー発電等事業と地域との共生を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 事業者は、地域との共生に支障を生じさせないよう再生可能エネルギー発電等施設の適切な管理を行うものとする。

(3) 土地所有者等の責務

土地所有者等は、再生可能エネルギー発電等事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域に係る土地を適正に管理を行うものとする。

(4) 市民の協力

市民は、本条例の目的及び基本理念に基づき、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

5 適用事業

- (1) 発電出力が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電施設(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物その他これに類する工作物(カーポートその他これに準ずるものを含む。)の屋根、屋上又は壁面に当該施設を設置する場合を除く。)による再生可能エネルギー発電等事業
- (2) 系統用蓄電池を設置する再生可能エネルギー発電等事業

👉 増設の場合

既に設置された再生可能エネルギー発電施設を増設することにより、発電出力が10キロワット以上となる再生可能エネルギー発電等事業においても適用する。

複数設置の場合

発電出力が10キロワット未満の再生可能エネルギー発電等施設であっても、当該施設の事業区域の境界線から水平距離100メートル以内の範囲に設置された、又は設置しようとする他の再生可能エネルギー発電施設(当該施設の事業者又は当該事業者と密接な関係を有する者が設置し、又は設置しようとするものに限る。)の発電出力の合計が10キロワット以上となる再生可能エネルギー発電等事業においても適用する。

6 禁止区域

自然環境、景観、生活環境等の保全及び災害の防止のため、次に掲げる区域について、再生可能エネルギー発電等事業を禁止する「禁止区域」として指定する。

- (1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1号の森林の区域及び第25条第1項の保安林
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定により定める市の農業振興地域整備計画において同法第8条第2項第1号の農用地区域
- (6) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第6項第1号ロの規定による甲種農地及び第1種農地(営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。)
- (7) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の砂防指定地
- (8) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項の河川区域(水力発電設備を除く。)
- (9) 海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の海岸保全区域
- (10) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項の埋蔵文化財の包蔵地域、第109条第1項の史跡名勝天然記念物及び第27条第1項の文化財に係る区域
- (11) 北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号)第4条第1項の道指定有形文化財及び第31条第1項の道指定史跡名勝天然記念物に係る区域
- (12) 小樽市文化財保護条例(昭和41年条例第18号)第5条第1項の文化財に係る区域
- (13) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する国定公園の特別地域

 当該区域における行為について法令の規定に基づく許可、認可、承認その他これらに類する処分を受けて実施する再生可能エネルギー発電等事業に係る区域は、禁止区域から除く。

7 保全区域

自然環境等を保全し、これを良好な状態で将来に継承するため、市の区域のうち禁止区域を除く区域を保全区域とする。

※ 禁止区域から除かれた区域も保全区域に含むものとする。

8 手続の流れ

事業者は、以下の手続を経る必要があります。

- (1) 事前協議(市との協議)
- (2) 住民説明(説明会等の実施)
- (3) 事業計画の許可申請
- (4) 市の審査・許可
- (5) 工事着手・完了の届出

9 事前協議(市との協議)

許可の申請をしようとするときは、再生可能エネルギー発電等事業の実施に関する計画(以下「事業計画」という。)を市長に届け出て協議しなければならない。

👉 事前協議届出に必要な書類 **規則で規定**

- 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 事業区域内の土地に係る公図の写し
- 事業区域の位置図
- 事業区域の区域図
- 土地利用計画平面図
- 再生可能エネルギー発電等施設の構造図及び配置図
- 現況写真
- 近隣区域の範囲を示した図面
- 事業者の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 関係法令適合状況確認表
- このほか、市長が必要と認める書類

👉 市長は、事前協議の届出があったときは、事業計画の内容について、「小樽市再生可能エネルギー発電等事業検討委員会」に意見を聴くものとする。

10 小樽市再生可能エネルギー発電等事業検討委員会

- (1) 再生可能エネルギー発電等事業に関する事項を調査審議するため、小樽市再生可能エネルギー発電等事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。
- (2) 検討委員会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- (3) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

👉 検討委員会の組織及び運営 **規則で規定**

- 検討委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。
- 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 検討委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員が委嘱された後の最初の会議は、市長が招集する。
- 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 検討委員会の庶務は、生活環境部において行う。

11 住民説明(説明会等の実施)

事業者は、市との事前協議が完了した場合は、近隣住民等に対し、事業計画についてその内容を説明しなければならない。

👉 近隣住民等の範囲 **規則で規定**

- 再生可能エネルギー発電施設の出力が50キロワット未満の場合
事業区域の境界から100メートル以内
- 再生可能エネルギー発電施設の出力が50キロワット以上の場合(環境アセスメント対象事業(第一種事業に限る。))を除く。
事業区域の境界から300メートル以内
- 環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境アセスメント対象事業(第一種事業に限る。)
事業区域の境界から1キロメートル以内
- 系統用蓄電池の場合
事業区域の境界から300メートル以内

👉 近隣住民等への説明の方法 **規則で規定**

- 原則、説明会の開催
- 以下の場合、説明会の開催に代えて、個別説明により行うことができる。
 - ・近隣住民等が特定の少数者に限られるとき
 - ・説明会の開催によらずとも十分な説明が可能であると市長が認めるとき

👉 説明会の開催通知 **規則で規定**

説明会の開催を予定する14日前までに、近隣住民等に対して、投函又は戸別訪問による書面を

配布する方法その他市長が適当と認める方法により、次の事項を通知しなければならない。

- 説明会の開催日時及び開催場所
- 説明会に係る担当者の氏名及び問合せ先

☞ 説明事項 **規則で規定**

- 実施しようとする再生可能エネルギー発電等事業の概要
- 関係法令の遵守に関する事項
- 事業区域についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項
- 再生可能エネルギー発電等施設の設置工事の概要
- 周辺地域の安全、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容
- 実施しようとする再生可能エネルギー発電等事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項
- このほか、事前協議において市長が通知する事項

☞ 事業者の義務 **規則で規定**

- 説明会等の実施を予定する日の14日前までに、市長に届け出なければならない。
- 説明会等の実施後に質問等の提出先を定めて、14日以上期間を設けて説明会等に参加した近隣住民等からの質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答しなければならない。
- 説明会の内容を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、当該記録媒体を設置しようとする再生可能エネルギー発電等施設を廃止するまでの間適切に保管しなければならない。
- 説明会等を実施した場合は、市長に下記の書類を添付して届け出なければならない。
 - ・説明会等における説明資料
 - ・説明会の議事録
 - ・説明会等及びその後提出された意見に対する協議経過及び回答内容

12 事業計画の許可申請

再生可能エネルギー発電等事業を行おうとするときは、事業計画について、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

☞ 事業者は次の事項について、事業計画に定めなければならない。

- 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業区域の所在地及び面積
- 工事施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 設置工事の完了時における土地の形状
- 再生可能エネルギー発電等施設を設置する位置

- 設置する再生可能エネルギー発電等施設の構造
- 事業の期間及び工程
- 設置する再生可能エネルギー発電等施設の種類及び出力
- 自然環境の保全のための方策
- 景観の保全のための方策
- 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- 生活環境に対する被害を防止するための措置
- 前二つに掲げるもののほか、災害、事故等の発生を防止するための措置
- 事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得、届出その他必要な手続に関する計画
- 事業の完了後における再生可能エネルギー発電等施設及び事業区域の維持管理に関する計画
- 再生可能エネルギー発電等施設の廃止後における当該施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に要する費用並びにこれらに要する費用(以下「廃棄等費用」という。)に関する計画

👉 許可申請に必要な書類 **規則で規定**

- 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 事業区域内の土地に係る公図の写し
- 事業区域の位置図
- 事業区域の区域図
- 土地利用計画平面図
- 現況図
- 現況写真
- 土地求積図
- 再生可能エネルギー発電等施設の構造図及び配置図
- 工事工程表
- 事業者等の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 住民等説明会に係る報告書
- 関係法令適合状況確認表
- 事前協議完了通知書の写し
- 上記のほか、市長が必要と認める書類

👉 市長は、許可又は不許可の決定をしたときは、次の事項を公表する。 **規則で規定**

- 申請受理年月日
- 事業者の氏名及び住所
- 事業区域の所在地及び面積

- 設置する再生可能エネルギー発電等施設の種類及び出力
- 不許可の場合は、その理由

13 市の審査・許可

👉 許可の基準

- (1) 事業区域の全部又は一部に禁止区域を含まないこと。
- (2) 再生可能エネルギー発電等事業の着手に先立って法令に基づく許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けていること。
- (3) 事業の着手に先立って法令に基づく届出を必要とする場合は、当該届出を行っていること。
- (4) 自然環境の保全に関する措置が、規則で定める基準に適合していること。

<自然環境の保全に関する措置の基準> **規則で規定**

- 事業区域において実施しようとする樹木の伐採その他の植生に影響を与える行為が、再生可能エネルギー発電等事業を実施する上で必要最小限であると認められること。
 - 事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。
 - 事業区域の全部又は一部に、北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)第22条第1項に規定する環境緑地保護地区及び自然景観保護地区並びに同条例第23条第1項に規定する記念保護樹木の存する区域が含まれる場合であって、原状回復が必要と認められる場合は、再生可能エネルギー発電等事業の廃止後又は再生可能エネルギー発電等施設の撤去後における原状回復の実施に必要な措置、その方法及び時期並びにその他必要な事項について、あらかじめその計画を作成すること。
- (5) 景観の保全に関する措置が、規則で定める基準に適合していること。

<景観の保全に関する措置の基準> **規則で規定**

- 再生可能エネルギー発電等施設の高さ、形状、色彩等が周囲の景観と調和するものであること。
- 再生可能エネルギー発電等施設が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものでないこと。
- 事業区域と隣接する土地との間に、事業区域の面積の規模に応じた緩衝帯が設けられていること。
- 建築物、公園、道路等(以下「建築物等」という。)に隣接して再生可能エネルギー発電等施設を設置する場合には、低木、目隠しフェンス等により当該民家等から見えないう配慮がされていること。特に、景観への配慮が必要となる地域に設置する場合には、低木、目隠しフェンス等により通行者、車両、民家等から直接見えないう配慮がされていること。
- 事業区域が、国指定史跡及び重要文化財、国登録有形文化財、道指定史跡及び有形文化財、市指定史跡及び有形文化財並びに市指定歴史的建造物の敷地の境界から100メートル以上離れていること。

- (6) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置が規則で定める基準に適合していること。

<生活環境を保全するための措置の基準> **規則で規定**

- 太陽光発電施設を設置する場合において、事業区域の近隣に建築物等が存するときは、当該施設により反射される太陽光が当該建築物等の利用に支障を及ぼすおそれについて、あらかじめ予測を行い、その結果、支障を及ぼすと認められるときは、太陽光の反射を軽減するために必要な措置を講ずること。
- 工事及び資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置が講じられていること。
- 再生可能エネルギー発電等施設から発生する騒音が、事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合していること。
- 近隣区域内に家屋がある場合は、再生可能エネルギー発電等施設から発生する低周波音を防止するための措置が講じられていること。
- 再生可能エネルギー発電等施設を適切に運用するための保守点検並びに再生可能エネルギー発電等施設及びその事業区域の維持管理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。
- 再生可能エネルギー発電等施設の廃止後における当該再生可能エネルギー発電等施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。
- 事業を実施する時間、期間等が、近隣住民等の生活環境へ与える影響が最小限となるものであること。

- (7) 防災上必要な措置が、規則で定める基準に適合していること。

<防災上必要な措置の基準> **規則で規定**

- 再生可能エネルギー発電等施設が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について、その特性を踏まえて安全上必要な措置が講ぜられるように設計されたものであること。
- 設置工事が、気象、地形、形質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。
- 設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。
- 再生可能エネルギー発電設備の設置の計画に、再生可能エネルギー発電設備の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。
- 事業区域への第三者の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。
- 事業区域から必要な範囲内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。

- (8) 雨水排水施設等が、規則で定める基準に適合していること。

<雨水排水施設等に関する基準> **規則で規定**

- 事業区域の規模及び地形、再生可能エネルギー発電等施設に係る設備機器の種類、周

辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理できるよう計画されたものであること。

- 事業区域内の雨水その他の地表水を事業区域外へ直接排出させることがないよう必要な排水機能を有していること。
- 排水施設を設置する場合は、排水施設の構造が、河川法又は下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく基準を満たすものであること。
- 下水道、水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、放流先への雨水その他の地表水の流出を抑制するための適切な施設が設置されていること。

(9) 道路、河川、水路その他の公共の用に供する施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして、規則で定める基準に適合していること。

<道路、河川、水路その他に関する基準> **規則で規定**

- 車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講ずること。
- 大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講ずること。
- 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を4メートル以上確保できるよう必要な措置を講ずること。

(10) 事前協議及び第11条第1項に規定する近隣住民等への説明が完了していること。

(11) 申請者が不正の行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

(12) 申請者(申請者が法人の場合は、その代表者を含む。)が小樽市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年小樽市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

14 変更の許可

許可を受けた事業者(許可事業者)は、当該許可に係る事業計画の内容を変更しようとするときは、市長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更は、この限りでない。

☞ 軽微な変更(要届出) **規則で規定**

- 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業計画が許可の基準のいずれにも該当するものであるか否かの審査に影響を与えるものでないことが明らかである当該事業計画の変更その他市長が事業計画の内容を再度審査する必要がないと認めるもの

15 工事着手・完了の届出

- 設置工事に着手しようとするときは、市長に届け出なければならない。

規則で規定 着手する日の14日前までに要届出

- 設置工事が完了(中止した)したときは、市長に届け出なければならない。

規則で規定 完了(中止)した日から起算して14日以内に要届出

☞ 市長は、工事完了の報告があったときは、以下の内容を公表する。

規則で規定

- 工事完了年月日
- 事業者の氏名及び住所
- 事業区域の所在地及び面積
- 設置する再生可能エネルギー発電等施設の種類及び出力

16 標識の掲示

許可事業者は、設置工事が完了した日から再生可能エネルギー発電等施設を撤去するまでの間、事業区域内の公衆の見やすい場所に、以下の内容について標識を掲示しなければならない。

規則で規定

- 設置工事を実施している期間
 - ア 設置工事を実施している旨
 - イ 事業区域の所在地及び面積
 - ウ 設置する再生可能エネルギー発電等施設の種類及び出力
 - エ 設置工事を実施する者の氏名及び住所並びに連絡先
 - オ 工事施工者の氏名及び住所並びに連絡先
 - カ 設置工事の完了予定年月日
 - キ その他市長が必要と認める事項
- 設置工事の完了後から再生可能エネルギー発電等施設を廃止するまでの間
 - ア 設置した再生可能エネルギー発電等施設の種類及び出力
 - イ 再生可能エネルギー発電等施設の名称及び所在地
 - ウ 再生可能エネルギー発電等事業を実施する者の氏名及び住所並びに連絡先
 - エ 保守点検責任者の氏名及び住所並びに連絡先
 - オ 再生可能エネルギー発電等施設の運転開始年月日
 - カ その他市長が必要と認める事項

17 保証金の預入及び質権設定等

- (1) 事業者は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、廃棄等費用の積立計画に基づき当該再生可能エネルギー発電等事業に係る現金(保証金)を金融機関に預入しなければならない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。
 - 再エネ特措法第15条の12第2項の規定による積立てを行う場合
 - その他市長が認める事由がある場合
- (2) 保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。
 - 再生可能エネルギー発電等事業に係る再生可能エネルギー発電等施設の設置に係る工事費の総額の100分の5に相当する額
 - 再生可能エネルギー発電等施設に係る廃棄等費用の見積額
- (3) 事業者は、保証金を預入したときは、許可を受ける前に、当該保証金に係る預金債権について市

を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。

- (4) 上記の規定は、許可事業者が事業計画を変更することにより預入をすべき保証金の額が増加する場合における当該増加する額の預入について準用する。

18 保証金の使途

市長は、命令(後記「32 命令」に示す命令)を受けた者が、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生の防止又は自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認めるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条又は第3条第3項の規定により市が講じた措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに保証金を充てることができる。

19 質権設定契約の解除等

- (1) 市長は、次に掲げる場合は、締結した質権設定契約を解除するものとする。
- 許可をしない決定をし、それを通知した場合
 - 許可を取り消した場合。ただし、再生可能エネルギー発電等事業を実施していない場合に限る。
 - 許可事業者の地位の承継があった場合において、許可事業者の地位を承継した者と新たに質権設定契約を締結したとき。
 - 再生可能エネルギー発電等施設の廃止に係る解体及び撤去を完了したとき。
- (2) 事業者は、再生可能エネルギー発電等施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき、事業計画の変更に伴い預入すべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、預入した保証金の減額を市長に申し入れることができる。
- (3) 保証金の減額の申入れがあった場合において、市長は、保証金が確実に再生可能エネルギー発電等施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に充てられると見込まれるとき、保証金を減額しても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるときその他相当な理由があると認めるときは、保証金の減額をすることができる。
- (4) 市長は、保証金の減額をする場合は、締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。

20 損害賠償責任保険への加入

事業者は、再生可能エネルギー発電等事業の実施に当たっては、設置工事に着手する日から当該設置工事に係る再生可能エネルギー発電等施設を廃止する日までの間、当該再生可能エネルギー発電等事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済(以下「損害賠償責任保険」という。)への加入をしなければならない。ただし、設置工事に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該設置工事に係る工事施工者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

21 維持管理

事業者は、許可に係る事業計画に従い、災害時又は自然環境等の保全に支障が生じないよう再生可能エネルギー発電等施設及び事業区域の維持管理をしなければならない。

22 遵守事項

事業者は、次の事項について、遵守しなければならない。

(1) 自然環境、景観、生活環境等の保全に関すること。

規則で規定

- 関係車両、重機等による騒音、振動、粉じん等により被害を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。
- 事業区域内の樹木、地形その他の自然環境を適切に維持管理し、著しい劣化又は荒廃を生じさせないこと。
- 雑草の繁茂、廃棄物の放置その他周辺環境を損なう行為を防止し、清潔な状態を保持すること。
- 再生可能エネルギー発電等施設及びその付帯設備を良好な状態に維持管理し、周辺の景観を著しく損なわないように努めること。
- 雨水、排水の適切な管理その他土地の維持管理を行い、周辺環境への影響を生じさせないよう、事業者の責任において対応すること。

(2) 防災及び安全対策に関すること。

規則で規定

- 歩行者、一般車両等の安全確保を図ること。
- 設備の定期的な点検及び保守を行い、破損、劣化その他の異常を速やかに是正すること。
- 第三者の立入りによる事故を防止するため、施設その他の安全対策を適切に維持すること。
- 火災その他の事故が発生した場合に迅速に対応できるよう、連絡体制を整備すること。
- 異常又は事故が発生した時は、速やかに関係機関及び周辺住民に周知し、必要な対応を行うこと。

(3) 近隣住民等への対応に関すること。

規則で規定

- 近隣住民等その他住民から意見、要望その他の苦情等が寄せられた場合は、誠実に対応し、意見又は要望を踏まえ、適切に対応するよう努めること。
- 苦情の内容及び対応状況について記録を作成し、必要に応じて市長に報告すること。
- 事業に関する問合せ窓口を明確にし、周知すること。
- 地域活動又は地域社会の発展に関し、可能な範囲で協力するよう努めること。

(4) このほか、市長が必要と認める事項

23 許可の取消し

(1) 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、許可又は変更許可を取り消し、又は期限を定めて設置工事若しくは再生可能エネルギー発電等事業の停止その他必要な措置を命ずること

ができる。

- 虚偽その他不正な手段により、許可又は変更許可を受けたとき。
 - 許可若しくは変更許可に係る事業計画又は許可若しくは変更許可に付した条件に従わないで再生可能エネルギー発電等事業を実施したとき。
 - 許可又は変更許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに設置工事に着手しなかったとき。
 - 許可又は変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに正当な理由なく設置工事を完了しなかったとき。
 - 命令に従わなかったとき。
- (2) 市長は、許可を取り消し、又は設置工事若しくは再生可能エネルギー発電等事業の停止その他必要な措置を命じたときは、その理由を付して書面により事業者にその旨通知し、公表する。

24 定期報告

- (1) 許可事業者は、設置工事が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、市長に報告しなければならない。
- 再生可能エネルギー発電等施設の稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況
 - 再エネ特措法の規定による廃棄等費用の積立ての状況(積立てを行う場合に限る。)
- (2) 許可事業者は、報告を行う際に、財務計算に関する諸表及び損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならない。

規則で規定

【財務計算に関する諸表】事業者が法人である場合に係る報告をする日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書にあっては、事業者が作成している場合に限る。)とする。

- (3) 報告は、再生可能エネルギー発電等施設の撤去が完了するまでの間、行わなければならない。

25 事故等の報告

許可事業者は、事故又は災害により、再生可能エネルギー発電等事業に係る再生可能エネルギー発電等施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、その旨を市長に報告しなければならない。

26 事業の承継

- (1) 許可事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、市長にその旨を届け出なければならない。
- (2) 許可事業者は、承継をする場合は、近隣住民等への説明を行わなければならない。
- (3) 市長は、地位の承継の届出があったときは、許可の基準に適合しているか調査を行わなければならない。
- (4) 市長は、地位の承継の届出があったときは、次の内容を公表するものとする。

規則で規定

- 地位の承継年月日
- 許可事業者及び地位を承継した者の氏名及び住所
- 事業区域の所在地及び面積
- 設置する再生可能エネルギー発電等施設の種類及び出力

27 廃止等の届出

- (1) 許可事業者は、再生可能エネルギー発電等事業を廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (2) 許可事業者は、再生可能エネルギー発電等事業を廃止するときは、当該設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。
- (3) 許可事業者は、解体、撤去、廃棄その他必要な措置が完了したときは、市長に届け出なければならない。
- (4) 市長は、撤去完了の届出があったときは、次の内容を公表する。

規則で規定

- 廃止年月日及び撤去完了年月日
- 事業者の氏名及び住所
- 事業区域の所在地及び面積
- 撤去した再生可能エネルギー発電等施設の種類及び出力

28 報告の徴収

市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、許可事業者に対し、再生可能エネルギー発電等事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

29 立入調査

- (1) 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、市の職員に許可事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
- (2) 立入調査を行う市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (3) 立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

30 指導及び助言

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な指導及び助言することができる。

31 勧告

市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 事前協議及び近隣住民等への説明に関する手続を行わず、又は虚偽の報告をした者

- (2) 許可を受けず、又は設置工事の着手の届出を行わずに設置工事に着手した者
- (3) 許可(変更許可含む)の内容に適合しない再生可能エネルギー発電事業を実施した者
- (4) 許可の条件を遵守していないと市長が認める場合において、当該再生可能エネルギー発電等施設により再生可能エネルギー発電等事業を実施する者
- (5) 変更の許可を受けずに、設置許可の内容を変更して再生可能エネルギー発電等事業を実施する者
- (6) 工事の着手・完了の届出を行わず、再生可能エネルギー発電等事業を実施する者
- (7) 標識の掲示をせずに再生可能エネルギー発電等事業を実施している者
- (8) 廃棄等費用の積立て又は保証金の預入を怠った者
- (9) 損害賠償責任保険への加入をせずに再生可能エネルギー発電等事業を実施している者
- (10) 維持管理を怠り、又は極めて不完全であることに起因して事業区域外に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあると市長が認める場合において、当該再生可能エネルギー発電等施設により再生可能エネルギー発電等事業を実施する者(当該再生可能エネルギー発電等施設が廃止されている場合にあっては、当該再生可能エネルギー発電等施設を所有し、又は管理する者)
- (11) 遵守事項を遵守していないと市長が認める場合
- (12) 定期報告を行わず、又は虚偽の報告をした者
- (13) 事故等に関する報告を行わず、又は虚偽の報告をした者
- (14) 事業の承継に関する届出を行わず、又は虚偽の届出をした者
- (15) 廃止等に関する届出を行わず、又は虚偽の届出をした者
- (16) 報告の徴収又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (17) 指導又は助言に正当な理由なく従わない者

32 命令

市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

33 公表

- (1) 市長は、命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わない場合又は許可を取り消した場合は、当該者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することができる。
- (2) 市長は、公表を行う場合は、あらかじめその者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

34 手数料

- (1) 許可又は変更許可の申請をしようとする者は、1件につき8万円の手数料を納付しなければならない。
- (2) 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が相当と認めるときは、手数料の全部又は一部を還付することができる。

35 特例

国又は地方公共団体(以下「国等」という。)が行う再生可能エネルギー発電等事業は、この条例を適用しない。この場合において、国等は、この条例の趣旨を尊重し、この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。

36 その他

- (1) この条例の規定は、この条例の施行の日以降にその工事に着手する再生可能エネルギー発電等事業について適用する。ただし、この条例の施行の日前に、市長が別に定めるところにより、工事着工に関する届出がされている再生可能エネルギー発電等事業については、適用しない。
- (2) この条例の施行の日前に、市長が別に定めるところにより、説明会その他これに準ずる説明を実施した事業者については、この条例の規定による近隣住民等への説明を実施したものとみなす。
- (3) 条例施行の日前に設置された再生可能エネルギー発電施設と同一事業者又は当該事業者と密接な関係を有する者が、条例の施行の日以後に当該施設の事業区域の境界線から水平距離100メートル以内の範囲に発電出力が10キロワット未満の再生可能エネルギー発電施設を設置する場合には、当該施行日前に設置された再生可能エネルギー発電施設の発電出力は、発電出力の合計に算入しない。